



駐輪場料金の不正使用が発覚

区が自転車駐車場管理業務を委託している杉並区シルバー人材センターの会員が、自転車駐車場利用料金の一部を事務用品等の経費に充てるなどの不正行為をしていたことが判明しました。不正行為は数年間に渡り続けられ、区の損害額は合計約50万円になりました。

公益社団法人杉並区シルバー人材センター（以下、「センター」）は、「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」に基づき組織されている団体で、退職後の区内在住の高齢者を中心に約2,500名の会員が登録しています。センターでは、会員の知識や経験を活かした仕事を行っていますが、その受託業務の一つである自転車駐車場管理業務に携わる会員が、利用料金の一部を不正に使用していました。

区は、平成30年5月にセンターから不正行為があったとの一報を受け、センターに対し、詳細な調査と報告を求めました。7月20日、センターから、区内で管理業務を受託している28カ所の自転車駐車場のすべてを調査した最終報告を受けました。

不正行為の概要及び区の損害額は以下のとおりです。

	不正行為の概要	区の損害額
富士見ヶ丘北 自転車駐車場	従事者が利用者から受領した駐車場使用料の一部を区に納入せず、事務経費等に流用していた。	376,417円 *平成25～29年度の5年間で区に納入されなかった335,000円に、遅延損害金（年5%）を加えた額
西荻窪西、南阿 佐ヶ谷第一・第 二、桜上水北の 自転車駐車場	従事者が利用者から受領した駐車場使用料の一部を一旦プールし、紛失等により不足した使用料の補てんに充当していた。	123,600円 *区に納入されなかった年間6,200円に、20年もしくは駐車場開設からの月数を乗じた額 ※不正行為の開始時期が特定できないため、消滅時効に基づいて遡る。ただし、開設から20年に満たない駐車場については、開設からの実年数とする。

センターが遅延損害金を含めた全額（500,017円）を返還することにより、区の損害が補てんされること、また、①全会員に対する公金の取扱及びコンプライアンスに関する研修等の実施、②複数人でのチェックと帳簿への署名の徹底、③使用料徴収時の領収書交付の徹底などの改善策が示されたことから、区はセンターと和解し、当事業の委託についても継続することとしました。

区はセンターに対し、業務改善計画書及び報告書の提出を求め、継続的に改善状況を確認するとともに、区においても自転車駐車場管理業務を受託する事業者の研修会を実施し、公金の適正な取扱を求め、その徹底を図ることとします。

【問い合わせ先】

都市整備部土木管理課：03-3312-2111 内線3401

保健福祉部高齢者施策課：03-3312-2111 内線1161